

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録 (7) (令和3年1定)			
日 時	令和3年 3月11日 (木)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時37分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、松田副委員長、面野・酒井・高橋 (克幸)・高木・ 中村 (吉宏)・中村 (誠吾)・小貫各委員		
説 明 員	市長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・ 生活環境・福祉・建設各部長、保健所長 ほか関係理事者 (教育長、医療保険・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、 消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言申し上げます。

本日3月11日は東日本大震災が発生した日でありますことから、午後2時46分に委員会審議が継続中であれば、質疑を中断して、亡くなられた方々の御冥福を祈り、黙禱をすることといたしたいと思っております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村吉宏委員、中村誠吾委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。横尾委員が高橋克幸委員に、松岩委員が中村吉宏委員に、佐々木委員が面野委員に、林下委員が中村誠吾委員に、川畑委員が酒井委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、公明党、立憲・市民連合、自民党の順といたします。

共産党。

○酒井委員

◎保育園について

それでは、保育に絞って質問いたします。

4月入園の問題であります。

本会議の答弁の中で、一次募集の一次調整の結果通知について、これまでの3月中旬から3月10日へということによって一定の改善が見られた。こうしたことについては評価をいたします。

ただ一方、4月入所に向けて保護者の方たちの不安が解消される、そういった制度改正だということについては私は若干疑問に思っております。

小樽市として今回の制度改正で、4月入園に対しての不安が解消されるような改正となったという認識なのかどうか、お伺いいたします。

○（福祉）こども育成課長

4月入所をお待ちの保護者の不安解消についてですけれども、例年3月下旬に結果通知していたものを、一次調整につきましては3月10日頃までに電話連絡するというように前倒ししておりますので、一定の不安解消にはなっているというふうに考えております。

○酒井委員

私が本会議の中で述べたものは、4月入所できない方はどうすればいいのか、ここにやはり視点を持つ必要があると思っております。

道内各市ではどうか。既に紹介しているとおり札幌市では3月8日、函館市では3月1日までに電話で連絡をする。さらに北見市でも3月上旬、こういった自治体と比べて小樽市は3月25日ということは、あまりにも私は遅過ぎるというふうに思います。

3月25日ということでは遅過ぎるという認識はありませんか。

○（福祉）こども育成課長

今、委員から御指摘がありました3月25日につきましては、本市の場合、二次募集の連絡が3月25日までとなるのですけれども、これは2月16日から3月15日までの二次募集の申込みをされた方、具体的に言いますと一次調整で漏れた方ですとか、一次募集に間に合わなかった方、こういった方が対象になりますが、そういった方には3月25日頃の連絡になる旨は御説明申し上げておりますので、そういったことで小樽市は対応してございます。

○酒井委員

想像してほしいです。父親が会社員で育児休業を取っておられる。母親が看護師で働いておられる。父親は4月から仕事復帰するというは会社に伝えている。しかし3月25日になって入れなくなりました。ここから慌てて探さなければならないわけです。企業型でありますとか、それ以外に一時預かりですとか、もしくは場合によってはそれが見つからないという形になってしまったら、その父親が会社に行って、4月から仕事を復帰すると言ったけれども育児休業を4月に延期させてほしい。こう言わなければならない事態になってしまうのです。そうなったら、その父親は会社になかなか居場所がなくなってしまいますよね。

だから、そういったことを含めて、例えば3月1日であれば、前もって会社に伝えることができる。そういったことで時間が短いのではないですかということを行っているのですけれども、改めてお伺いします。

○（福祉）こども育成課長

少し繰り返しになってしまうかもしれませんが、本市の場合は、今年の場合、一次調整を1月5日から2月15日まで、基本的にこの期間にお申込みをいただいた方が4月入所の対象というふうに考えておまして、それにどうしても間に合わない方については、その後に受付をする。その際にはどうしても3月下旬の連絡になってしまいますということを説明しておりますので、あくまで基本的な対応としては1月5日から2月15日までにお申込みいただいて3月10日には結果連絡をしておりますので、そういった保護者の職場復帰ですとか、そういうところに一定程度配慮しているというふうに考えています。

○酒井委員

配慮されていると言いますが、それでは小樽市の3月25日まで引っ張る仕組みというのは、保護者にとってよい仕組みだと思われていますか。

○（福祉）こども育成課長

最終的にはどうしても4月に入りたいという保護者がいらっしゃいますので、それに対して我々もそうですし、受入れをされる保育所でも必要な保育所を何とか確保すると、そういったことを3月末のぎりぎりまで調整していただいているのです。その結果4月の入所に間に合うケースもやはりありますので、こういったぎりぎりの調整を行うということは、利用者に寄り添った対応であるというふうに考えております。

○酒井委員

いや、そうではないと思うのです。例えば函館から越して来られた方、当然、制度というものをそれぞれの自治体でどう違うかということをももって調べてからいらっしゃいますから、そしたら函館市では3月1日までに電話で来るということがあるから、それだったら気持ちを持つことができる。だけれども小樽市ならどうか。3月25日まで引っ張られる可能性がある。これだったらどうしようもない話なのです。

やはりこうした申込み、先ほどよいというふうに言っていましたけれども、改めて二次調整の結果通知、この申請期限を前倒しすることも含めて必要なことだと思うのです。やはりやっていく必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

他都市の例でも二次調整で入所が決定しなかった場合には三次調整、こういったことで3月中旬の結果通知をされていると、うちと似たような対応をされているところもあるというふうに聞いてございますけれども、小樽市の取扱いの結果、先ほども少し触れましたが3月下旬に結果を連絡しまして4月入所できるということで喜んでいただいている方もいらっしゃいますので、そういった結果、入所できた方、また、できなかった方も、そういった双方の利用者の声に耳を傾けて改善点等があれば市内の保育所等にも意見を聴きながら対応してまいりたいというふう考えております。

○酒井委員

これは非常に大きな問題だと思うのです。やはり落ちてしまった人の気持ちを考えてほしいのです。3月25日で駄目だったということになった場合、その場合、慌ててあと5日間で何かしなければならぬのです。これは相当なプレッシャーです。会社に復帰できないかもしれない。もしかしたら、母親は看護師の仕事を休まなければいけないかもしれない。それはまずいからこそ締切りをもっと前にする。3月1日とか5日にしておく。そうすれば、それから後の時点で自分で心構えができるではないか。4月入所はできないけれども5月を目指そうなどとのではないですか。

少なくともこういった4月入所に落ちた方を含めて意見を聴くということを絶対するべきです。どうするべきかというアンケートを取るべきです。それについてのお考えはいかがでしょうか。

○(福祉) こども育成課長

繰り返しになるかもしれませんが、まず私ども窓口で直接お客様と接してございますので、入所できた方、できなかった方、こういった方の声というのは、直接担当は聞いておりますので、まずはそういった双方の利用者の声をしっかりと受け止めて、改善点があれば、市内保育所の意見も聴きながら対応してまいりたいと考えております。

○酒井委員

それでは駄目なのです。やはり直接お話を聴いているというのだけれども、ではどうだったかということが見えてこないではないですか。これでは、また来年度も再来年度も同じような事例が出てきてしまうのです。なぜ他の自治体と比べて小樽市は違うのかということをやはり真剣に検討すべきだと思っております。

市長、どうですか。この4月入所に向けて他市と違う部分があるというところ。だからこそ他市の状況をしっかり研究して、こうした締切りについて、3月25日まで引っ張るのではなくて、3月上旬までにできないだろうかと、そういうことにするデメリット、メリットは何だろうかとということも含めて考えていくこと。

それから先ほどの、入れなかった人にアンケートを取ること、これぐらいはせめてやるべきだと思うのですけれども、市長の所感はいかがでしょう。

○市長

ただいまのやり取りを聞いておりましたけれども、私どもはこれまで、ぎりぎりまで時間をかけながら子供たちの行き先を見つけてあげるという方法でやってきましたが、そうではなかった場合というのは本当に限られた日数で次の方法を考えなければいけないといったデメリットもあるわけですし、なぜ他の自治体はできてうちはできないのかということもありますので、それは今後、職場ともしっかり話し合ってみたいと思いますし、職場だけではなくて市民の皆さんの御意見も伺っていきいたいというふうに思っています。

○小貫委員

◎水道料金・下水道使用料について

まず、水道の話から伺います。

2年前も大体同じような質問をしているのですけれども、そのときは大体14立方メートル以下の基本料金を240円引き下げたらどのくらいかかりますかと聞いたら、水道だけで年間約2,500万円という答弁がたしか返ってきたのですけれども、そのときと同じような条件で240円ではなくて200円引き下げたら、上下水道はそれぞれ幾らぐらいかかりますか。

○(水道) 業務課長

条件として基本水量を2か月で14立方メートルとしまして、上下水道2か月の基本料金を、それぞれ消費税抜きの額で200円引き下げると。14立方メートルから20立方メートルの間は従量制として、20立方メートルで現在の基本

料金と変わらないようにするという条件で試算をしたところ、影響額としましては、上下水道それぞれで約2,080万円、上下水道を合わせると約4,160万円の影響額となります。

○小貫委員

それでも約4,160万円で結構大きいのですけれども、例えば今の条件で同じようにして、上下水道それぞれ1,400万円程度の予算の範囲内だと14立方メートル以下の方でどの程度安くなって、従量単価が幾らぐらいになるのか、併せて必要な予算はそれで幾らになるのかをお答えください。

○(水道)業務課長

それぞれ1,400万円程度の範囲内ということでしたけれども、同じ条件で2か月で14立方メートル以下の方々の2か月の基本料金が上下水道ともに消費税抜きの価格で130円ほど安くなりまして、水道ですと現状税抜き2,540円が2,410円ぐらいに。それから、下水道で現状の2,440円から2,310円ぐらいとなります。

それから、15立方メートルから20立方メートルの間の従量単価が、税抜きで1立方メートル当たり22円となりまして、影響額としましては、上下水道それぞれで1,350万円ほど、両方合わせると2,700万円ほどとなります。

○小貫委員

今でいうと130円程度の引下げ。このぐらいは何とかしてあげてほしいなと考えているのですけれども、今、水道局では基本水量と基本料金の検討をずっと始めてたけれども、結局、今新型コロナウイルス感染症の影響で収入が悪化してしまったから、その見直しを中断しているという段階だと思うのです。

だから、その間、水道局が再度見直しの検討を始める、見直しに着手するまでの間だけでも、まず一般会計から今のような金額ベースで繰り入れて、定量の方の支援を実施するという見直しをしてはいかがかと思うのですが、これについていかがですか。

○水道局長

基本水量、基本料金の見直しについてでございますけれども、ただいま委員がおっしゃったように今年度当初より水道局といたしましては検討を進めておりましたが、御承知のとおりコロナ禍の影響によりまして、料金等の収入が減少しておりますので検討作業を一時中断いたしまして、これも注視しているという状況にあります。

今後のコロナ禍と収益の状況を見極めた上で見直し検討を再開する考えでありますけれども、その間、一般会計からの繰入金による見直しについてでございますが、基本水量に満たない利用者の料金の引下げにつきましては、料金体系の見直しにより改定することが原則でございます。

それとあわせまして、独立採算という公営企業の原則に照らしても、一般会計からの繰入れによる基本水量、基本料金の引下げを行うことは現状では考えてございません。

○小貫委員

独立採算というのを分かった上で質問しているのですけれども、ただ実際、減免制度というのはもう既にあって、それについて福祉政策として一般会計からの繰入れを行っているということで法的には不可能か可能かといえば可能ではあると思いますので、今後ぜひ検討していただきたいということで次に行きます。

◎財政について

財政の関係で初日にいろいろと質問しました。あのとき質問したのは、たった10年で当時の52億円のため込み金を使い果たしてしまったと、その大本にあるのが大きな開発、大きな公共事業が原因であり、その柱にあったのかマイカル誘致だという話をしました。

その中で先日、自民党の代表質問の中でウイングベイ小樽についての答弁があって、そのことに関して少し聞きたいのですけれども、まず稲北再開発の問題です。

新年度において株式会社アール・アイへの貸付金、これは予算計上されていないということによろしいでしょうか。

○（建設）庶務課長

アール・アイへの貸付金、令和3年度の予算措置ということでございますけれども、計上はしてございません。

○小貫委員

もう一つ確認しますけれども、返されてきてもないということでもよろしいでしょうか。

○（建設）庶務課長

貸付金につきましては平成30年度に貸付けを行いまして、それについては滞っている状態のままでございます。

○小貫委員

やはり人口減少が続く中、市が進めた再開発のときにいろいろと商業施設を造ったけれども、結局、需要が落ち込む中で立ち行かなくなってきていると。自民党への答弁に戻るのですけれども、市長がそこで、ウイングベイ小樽について財政支援は厳しいけれども各種制度の紹介など相談を受け支援すると言った、本当にそのとおりだと思います。実際にあれだけの公表されている中でも税金を滞納しているということが公表されていますので、そういうところに対して財政支援は厳しいと思いますけれども、やはりあれだけの大きな施設ですのでいろいろな相談を受け付けるというのは必要だと思います。

これはアール・アイも同様だと私は思うのです。どうしたらこの貸付金が返還され、経営が軌道に乗って、きちんと自立できるようにしていくのかと。やはり小樽市が主導した再開発ですから、この小樽市の責任というのはどう考えているのか、教えてください。

○（建設）庶務課長

今お話にありました稲北再開発ということでお話をさせていただきます。

おっしゃるとおり、いなきたビルは、昨年まで1年間ほどテナントが入らない状態が続いておりました。その中でも我々としたしましては産業港湾部からいろいろ知見も借りまして新たなテナントですとか、それから施設全体、マンションもございますし、市営住宅もございます。そういった部分の見直しを含めてアール・アイとお話を続けてきております。

この後という話でございますけれども、直接的に財政支援、また追加で出すという話は少し難しいと思っておりますけれども、経営状況、今後の部分も踏まえまして、返済に向けて継続していきたいというふうに考えてございます。

先ほど申し上げましたとおり、あの施設には公共施設もございますし、マンションもございます。こういったものがしっかりと維持されるように一緒に考えていきたいというふうに思っております。

○小貫委員

それで、話を続けているというところはあったのですけれども、私は再開発について小樽市の責任をどう考えるのかということ聞いたのです。

○（総務）企画政策室津川主幹

小樽市がこれまで進めた再開発につきましては、一般質問におきまして市長がお答えしましたとおり、本市が進めてきた施策がその時々の中における行政課題を解決する上で必要な事業として行ったものと考えております。

そのため本市としましては、これらの事業につきましては、今後もお話を聞きながら対応を検討してまいりたいと考えております。

○小貫委員

必要な事業だと言ったのを前提に話合いを続けていくというふうに言っているのだけれども、だから、小樽市として責任が一定程度あるから、話合いに応じて、協力しながらやっていきたいという答弁なのですよ。そこを確認します。

○(総務) 企画政策室津川主幹

はい、委員のおっしゃるとおりです。

○小貫委員

やはり一定の金額が小樽市の財政に影響を与えています。これは単なる、一つ一つの商業店舗の支援とはやはり違う話ですので、しっかりと財政的なことも考えて対応していただきたいと思います。

次に、新年度予算についてですけれども、市税が落ち込むと、現年課税分で約7億円。国は一般財源の総額を確保したというふうに地方財政計画では言われています。地方財政計画での普通交付税と臨時財政対策債が昨年度と比べてどう示されているのか、お答えください。

○(財政) 財政課長

地方財政計画では普通交付税という区分ではなく、特別交付税も含めた地方交付税という形になっておりますので、その額で御説明させていただきます。

地方財政計画において地方交付税は令和2年度16兆5,882億円、3年度17兆4,385億円となっており、前年度比でプラス8,503億円、率に直しますとプラス5.1%となります。

次に臨時財政対策債につきましては、同じく2年度3兆1,398億円、3年度5兆4,796億円となっておりますので、こちらも前年度比プラス2兆3,398億円、率に直しますとプラス74.5%となっております。

○小貫委員

地方財政計画で普通交付税と特別交付税は分かれていないという話があったけれども、留意事項の中では分かれて示されていると思うのですが。

○(財政) 財政課長

今、私が答弁した部分は留意事項の部分に基づかないでお話しさせていただきました。大変申し訳ございません。

それで分けた数字の部分ですが、今手元にお持ちしておりませんので、大変申し訳ございません。後ほどお知らせさせていただきたいと思います。

○小貫委員

地方交付税はもう臨時財政対策債が増えるというふうに地方財政計画ではなっているということです。

ところが市の当初予算ではどうかというと、昨年度の当初予算、決算見込みと比較してお答えください。

○(財政) 財政課長

まずは普通交付税の部分についてですけれども、令和3年度予算につきましては136億円と試算しております。

なお、2年度当初予算では141億5,000万円、そして、3年度との比較になりますとマイナス5億5,000万円、同じく2年度決算見込みでは普通交付税は139億1,500万円となりますので、3年度予算と比較しますとマイナス3億1,500万円となっております。

続きまして、臨時財政対策債の部分ですけれども、臨時財政対策債は令和3年度予算では17億7,900万円となっております。

なお、2年度当初予算につきましては12億5,600万円です。そうしますと3年度予算との比較で、プラス5億2,300万円、2年度決算見込みでは11億2,800万円となりますので、3年度との比較ではプラス6億5,100万円となっております。

○小貫委員

そうですね。臨時財政対策債が同じように増えるように見込んでいます。ところが普通交付税は実際に令和2年度の決算見込みよりも減少して見込んでいます。そこが少し分からないのです。確かに一律に国のとおりに反映されないというのは私も分かります。ただ、国では普通交付税も臨時財政対策債も両方、昨年度よりも増やしますよと言っていると。

なぜ小樽市は普通交付税は減少と見込むのか、その辺をお示してください。

○(財政) 財政課長

委員のおっしゃるとおり、地方財政計画における数字というのは都道府県の数字も全て入っている数字になりますので、その伸び率がそのまま本市に当てはまるという形にはなりません。

なお、本市におきましては基準財政需要額のところにおいて、まず一つ、測定単位における国勢調査人口、この部分が置き換えになることにより減になる要素や、あとは生活保護費の密度補正に用いる人数の減などの影響が大きくなったことにより、地方交付税を減として見込んでおります。

○小貫委員

今、国勢調査の話や生活保護などの話をされましたけれども、それが、こういう計算根拠で減って、これだけ減っているから国の言うとおりににはなりませんよという、その数字を示していただきたいのですが、いかがですか。

○(財政) 財政課長

これらの数字の積算につきましては、毎年1月に総務省から示される財政課長内かんという数字を使わせていただいております。

なお、これらの資料につきましては公表されていないものであり、これらをベースにして交付税の積算をしておりますので、個別の数字につきましては申し訳ございませんがお示しすることはできません。予算に計上した交付税算出の際の基準財政需要額と収入額、それぞれトータルの数字でお示しさせていただきますが、基準財政需要額は265億9,300万円、そして基準財政収入額は129億9,300万円と積算しておりますので、それらの差引き分が普通交付税の136億円となるものです。

○小貫委員

需要額と収入額がどういう根拠でそうなるのか知りたいという話をされていて、そこは示せないという話ですので、実際に交付税が算定された後に改めて伺いたいと思います。

ただ、以前、交付税を当初予算で低く見積もって蓋を開けてみたら多く入ってきましたと、不用額もいっぱい出ましたと、それで赤字の穴埋めをしましたということがありましたので、そういうことにならないのかということが危惧されるところです。

◎ふれあいパスについて

次に、ふれあいパスの関係に移りたいと思います。

制度の内容そのものについてはこの間、代表質問と予算特別委員会等で議論していますので、そこには踏み込まない予定ですが、今回、ふれあいパスの節が変わったという話で、「扶助費」ではなくて「負担金、補助及び交付金」と新年度予算でなったということなのですが、この違いを説明してください。

○(福祉) 地域福祉課長

負担金、補助及び交付金ですが、これについては、市以外のもが行う事務事業に対してその助成のために交付する経費。扶助費については、社会保障制度の一環として生活困窮者など最低限度の生活維持を図る目的で支出する経費ということで目的と性質が違います。

変えた理由ですが、扶助費は今言っているように生活困窮者等に対する支給というのが一般的なので実態として負担金のほうが合っている、そういう考えで整理したものです。

○小貫委員

つまり今の話だと扶助費というのは市民に対して直接的に支援するけれども、負担金のほうはどちらかというと事業をやっている方に対して一部または全部負担すると、そういったイメージでよろしいのでしょうか。

○(福祉) 地域福祉課長

一般的にはそういうイメージでよろしいと思います。

○小貫委員

イメージは分かったのですが、それ以外に扶助費と負担金とすることによってどんな違いが生まれるかというの
は何かあるのですか。

○(福祉)地域福祉課長

特にないと思います。

○小貫委員

それで他都市なのですけれども、まず札幌市の敬老優待乗車証の事業はどのような節で行っているのでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

負担金、補助及び交付金です。

○小貫委員

札幌市も負担金だということですが、その負担金に該当するほかの事業は果たして小樽市では、どのようながある
のかということなのですけれども、代表的な事業を幾つか示してください。

○(財政)財政課長

一般会計における負担金の主なものといたしましては、療養給付費負担金で23億5,995万円です。そのほかに北し
りべし廃棄物処理広域連合負担金で10億6,906万円、これらが主なものとなっております。

○小貫委員

負担金の場合、補助金等交付規則の適用を受けるかどうかというのはいかがですか。

○(財政)尾作主幹

負担金につきましては市の補助金等交付規則の対象とはなっておりません。

○小貫委員

それで性質別経費では負担金というのはどこに含まれるのでしょうか。

○(財政)尾作主幹

性質別経費では補助費等に含まれます。

○小貫委員

補助費等に含まれるというのですけれども、補助金適正化法では負担金も対象になっているのですが、今の規則
で対象にしていない理由は何なのでしょう。

○(財政)尾作主幹

市の補助金等交付規則につきましては、市が事業者等に支援する際の補助金の一般的な手続やルールを定めたも
のになっておりまして、その中の定義としまして、こちらの規則における補助金等というのは補助金と、その他
相当の反対給付を受けない給付金であって市長が指定するものとしております。その市長が指定するものというの
は、要綱の中で交付金、助成金、またこれらに類するものというものもありますけれども、交付金、助成金としてお
りますので、負担金については対象となっております。

○小貫委員

先ほどの最初の質問に戻る感じになるのですけれども、これで庁内の手続で何か変わることはあるのでしょうか。

○(福祉)次長

特段、変わるものはないというふうに認識しております。

(「本当に変わらないのですか」と呼ぶ者あり)

○小貫委員

財務会計規則上は変わらないのですか。

(「その辺整理されて実行してるんじゃないの。変わらないのだったら、変わらないと答弁してく

れば」と呼ぶ者あり)

○(福祉)次長

相手方から、例えば負担金なりの請求の行為があつて支出していくという、そういった大きな流れは変わりません。

ただ、一応、支出命令をかける際の添付書類で、例えば負担金であれば、相手方からの負担金の通知であつたり、それから請求書が添付されるなど。一方、扶助費は、相手方の申請書を確認した上で、特に相手方の請求書はつけずに市で支出するということになりまして、実際の支出調書に添付する書類が変わってくるのかというふうに考えております。

○小貫委員

財務会計規則で、扶助費の添付書類として、必要な書類に請求書と書いてあるけれども、違うのですか。

○(福祉)次長

扶助費でもいろいろあるかと思うのです。例えば障害福祉の関係で補装具などを扶助する場合、これは実際に受給される方がそういった補装具を受け取った後に、それを作った業者から市に請求があつて、それに基づいて払うという、こういった扶助費もあります。

ただ、ほかの、例えば生活保護費などですと、あくまでも生活保護の申請があつて、それに基づいて市は支出負担行為をして、決められた月に支出命令をかけて払うというような流れになっております。

○小貫委員

もう一つは地方自治法第199条第7項との関係はどうなるのですか。

○(福祉)次長

申し訳ありません。今、地方自治法は確認できませんのでお答えはできません。

○小貫委員

そこから先に突っ込みたかったのですが、そういう整備がされていないが、制度は変わってくるのですけれども、要はこの負担金にすることによって市の関与が一定程度強まると私は思うのです。だから、ぜひ事業者と協力して制度がよりもっと改善されるように努力していただきたいということを述べて終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○松田委員

◎おたる子ども未来塾について

おたる子ども未来塾について御質問させていただきます。

令和元年度から中学生を対象とした子ども学習・生活支援事業でおたる子ども未来塾というものがありますけれども、登録者数を学年別でお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉)こども福祉課長

今年度の3月1日時点でよろしいでしょうか。

3月1日時点での登録者ですけれども、まず中学校1年生が10名、中学校2年生が6名、中学校3年生が18名の合計34名でございます。

○松田委員

年度途中で受講を断念したり、また年度途中で加入など年度内の受講者数に変化があったかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○(福祉) こども福祉課長

今年度4月のスタートの時点では、学年別ではないのですけれども、合計24名でスタートいたしました。それから、基本的には途中から参加されるということで先ほどの人数になってございます。

年度途中でやめられたというか、そういう方は1名いらっしゃるのですけれども、理由といたしましては市外へ転出されたということでございます。

○松田委員

途中であれですけれども、断念したというのではなくて転出ということだったので分かりました。

それで、講師は全部で何人で、どのような形態で塾を開催しているのか、確認させていただきたいと思います。

○(福祉) こども福祉課長

まず講師ですけれども、講師については基本8名体制でやってございます。

授業の形態というところなのですけれども、今年度につきましては新型コロナウイルス感染症の感染予防、密にならないようにという観点もございまして、現状でいうと1、2年生16名、3年生18名なのですが、2部屋に分けて授業をやってございます。

今年度は担任制というものを導入いたしまして、これも生徒の学力だとか特性を、要は講師、担任によって特性をつかんでいくという目的で担任制を導入いたしました。

実際の授業につきましては、それぞれ個別学習という部分と、あと3名～6名程度が集まって、集団で、英語・数学が中心になりますけれども、基礎から教えたりとか、逆に少し学力が高い生徒だと、そういう生徒を集めて集団で授業をやっているという展開でやってございます。

○松田委員

塾は毎週土曜日の午後に行っていましたけれども、今年度は先ほど言いましたとおりコロナ禍という不測の状況で開催できなかった日もあったのではないかと懸念があるのですけれども、今年度の開講状況をお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) こども福祉課長

今年度につきましては昨年4月11日に開講式、授業を始めました。その翌週から緊急事態宣言がございまして5月いっぱいまでお休みということになって、それ以降6月6日から再開いたしまして年末年始も含めて毎週土曜日にやってきているところでございます。

休校の間につきましては、家庭学習ができるように、各生徒の御自宅に事業者から学習のテキストとか、そういうものを送っていただいて、もし分からないのがあればメールとか電話で聞いてくださいという形で対応させていただきました。

○松田委員

1か月ほど休んだけれども、その後はきちんとやってこられたということで安心しました。

子ども未来塾は今まで中学生が対象でしたけれども、令和3年度は2年度に受講した中学校3年生、つまり新高校1年生も試行的に受け入れるとなりましたが、なぜこのように対象を中学生だけではなくて、高校1年生までに拡大したのか、その理由についてもお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) こども福祉課長

新年度は今の中学校3年生が高校に上がってもということで試行的にやらせていただこうと思っておりますけれども、こちらにつきましては授業自体が子供の貧困対策というか、そういう部分の観点もございまして、私たちとし

ては、この子供の現在も当然ながら、今後の将来についても見据えた支援が必要なものとそういうふうと考えているところです。

具体的に言いますと学習支援については、生徒が高校に進学した後に学業のつまずきとか、そういう部分で仮に中途退学とか、そういう形になっていきますと、将来就職ですとか、生活をしていく上でいろいろと困難となる部分がある、可能性がある。うまく言えないですけども、そういうことを少しでも防止というか、そういうことを少なくしていきたいという考えで、来年度、高校生を試行的に受け入れさせていただこうと思っているところでございます。

○松田委員

塾の定員は今までは30名程度。先ほど聞いたら今年度は34名で、30名以上いらっしゃるということなのですが、新高校生の受入れにより定員は拡大されるのか、それとも今までどおりの定員の枠の中で受け入れるということになるのか。そうしなければ新中学校1年生の人数が制限されることになると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

この事業につきましては、もともと定員は30名程度ということで、きっちり30名などで切っている事業ではございません。

通いたいという希望があればできる限り受けてあげたいということで、事業者との話の中で40名程度までは質を下げずに対応できるのではないかとということで話し合っているところでございます。

御質問の高校生まで拡大することによって中学生の受入れにしわ寄せが来るのではないかとイメージかと思うのですが、来年度につきましては、中学校3年生が十何名いるのですが、先週高校入試が終わったのですが、その後10名参加していただきまして、4月以降も通いたいかと聞いたのですが、その中で7名というお話でした。その辺を少し考えると、また年度明けて実際に申込みはあるかと思うのですが、大きく現在の中学生の希望者にしわ寄せがいくということは考えてございません。

○松田委員

よかったです、安心しました。

それで、新年度の募集はいつから始まるのか、この点について伺いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

新年度につきましては、今定例会の新年度予算の議決を頂戴した時点で、対象となる生徒がいるような世帯に御案内をすぐに送りたいと、そういうことで今準備は進めているところでございます。届き次第、参加したいというお声があれば、順次受付はさせていただこうと思っております。

○松田委員

おたる子ども未来塾は単なる学習面のサポートだけではなく、子供たちの生活の困り事や保護者の子育ての悩みにも応えていくことも目的としていますけれども、そういった相談は誰が担当するのか、子供たちの相談はまだしも保護者からの子育ての悩みとなると誰が担当するのか、塾の講師の方が担当するのか、そういったことも少し懸念されるのですが、担当者について伺いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

実際、毎週通ってらっしゃる生徒の進学や学校などのそういう悩みとかを、現実的には事業者の講師とか、管理責任者という方もいらっしゃるのですが、そういう方が基本的に対応されるというふうになってございます。

御質問の保護者の部分にはなると思うのですが、今のところ大きくは、やはり子供の進学についてのお悩みが多いので、現実的には事業者で御対応いただくことは多いのですが、生活に困っているですとか、そういう部分になりますと当然、私たちがお受けすることになりますので、その辺は的確につないでいただくようお願いし

ているところでございます。

あと、私たちとしても、今年度、未来塾通信というものを秋号から作って、保護者宛てに、子供の家庭での学習の仕方は当然ですが、市としてやっている制度ですとか、あと生活サポートセンター、そういうところでそういう相談もやっていますということで、今年度2回ほど保護者に向けてお配りしているところでございます。

○松田委員

この事業も丸2年がたちました。それで2年間たって、授業時間2時間というこの時間配分でよいのか、また2年間やってきて課題等があればお示ししていただきたいと思います。

○(福祉) 子ども福祉課長

まず、授業時間の部分でございすけれども、こちらについて会場の都合とか、当然、長くすると予算的な部分、費用の部分もございすので、まだ現状ではそこまでの議論は正直できていないところでございます。

当然、夏期講習とか冬期講習のお話もありますけれども、事業者では、インターネットでつないで家などでも映像授業を見られるような形ですとか、事業者の教室で自習室というものがあるのですが、そういうところを御活用いただけるような形になっています。

ですので、実感だけの話になると少しあれですが、そういう部分でフォローはさせていただこうと思っています。

課題につきましては、まず2年間というわけではないですが、今年度は特に新型コロナウイルス感染症の関係で、やはり出席率がなかなか伸び悩んだと。学校行事や部活動の試合なども秋口に結構重なったということで、土曜日になかなか塾に通えないとか、やはりこの御時世ですので少し風邪ぎみだということであれば、やはり保護者も無理させないということで、そういう意味では、結果として出席率は若干伸び悩んだかと思っています。

あと保護者については、先ほどもお話があったのですが、三者面談を今年度は2回やりました。あと来られない保護者のところに家庭訪問をやってもらいました。そういう意味では少しでも家庭へ、保護者と話す機会というのを少し増やして行って、御家庭の抱える課題とか、そういうのは少しでも聴けるような形をやっているところでございます。

事業者もいろいろと取り組んでくれていまして、保護者の反応も大分いいのかというふうに感じていますので、その辺は引き続きやっていきたいなというふうに考えてございます。

○松田委員

私も以前、担当課の御配慮により見学もさせていただいて、講師の方も大変熱心に講義をされていまして、また子供たちも本当に元気で楽しそうに受講している姿に私も感動した一人でございます。子供たちにとって学習だけではなく寄り添ってくれる方がいるということは大変重要なことだと思っています。

願わくば、この受講者の中から大人になったときに今度は講師として子供たちをサポートする側になっていただければ最高だなというふうに思っておりますので、これからまたいろいろと大変だと思いますが御尽力よろしくお願ひします。

○高橋(克幸)委員

それでは代表質問に関連して伺います。

◎新型コロナウイルスに係るワクチン接種について

まず、ワクチン接種についてです。

予算特別委員会の初日で高齢者に対するワクチン接種の内容について質問させていただきました。そのときにはワクチンがいつ入ってくるのか分からないということで具体的な質問はできませんでしたが、昨日の新聞報道でもありましたけれども、22自治体に先行配布されることが決まったということでございました。

小樽市には、いつ、どのくらい入ってくるのか、お知らせください。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

直近の情報でございますけれども、4月12日の週に小樽市におきましてもワクチンが1箱配分されるということで北海道から情報提供いただいたところでございます。

○高橋（克幸）委員

この1箱というのは何人分相当になりますか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

1箱は975回分となっております、一人2回ですから、割る2で実数となりますと487人となると思います。

○高橋（克幸）委員

約500人程度ということですか。分かりました。

それで初日にも質問しましたが、ではそのワクチンを誰から打つのかというか、どの順番でやっていくのかを質問させていただきました。答弁では地域別や年齢別などが考えられるということでしたけれども、私はいろいろ検討してほしいというお話をさせていただきました。

道では先行接種の対象となる高齢者を決める際の考え方については今後示されるという報道内容でありましたけれども、これについてはどのようになっていますか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

北海道から昨日の夜通知が来て、私は朝にその通知を見ました。それで北海道の案としてお示ししていただいているところでは、一つは75歳の者、85歳以上90歳未満の者というように年齢で選定するのはどうかという案と、あとは基礎疾患を有する者ということ。あとは社会福祉施設等の入所者ということで介護施設ですとか、障害者施設などということでございます。もう一つ、社会福祉施設従事者ということも書いてあります。あとは高齢者の在宅介護を行っている者、あとは地区ということで高齢者人口の多い地区ですとか、高齢化率の高い地区を選定してはどうか、あとは組み合わせではどうかということ御提案といえますか、案が示されておりました。

○高橋（克幸）委員

いずれにしてもこれから具体的にそういう内容を検討されると思いますので、それはまた別の機会にやらせていただきますけれども、気になるのはこの約500人の先行配布の分です。恐らく今、基本的な考え方が決まっていない中で、別枠ということでやられるのでしょうかけれども、今の考え方としてこの約500人分はどのように接種すると考えているのか、考え方が決まっていたらお知らせください。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

ワクチンが入るというアナウンスがありまして、いろいろ検討しておりました。それと、医師会の御意見もお聞きしまして、それで特別養護老人ホームを筆頭とした高齢者施設の入所者にまず行いたいと考えております。

また、モデル的にかかりつけ医の医師に御協力をいただきまして、その医院におきまして10人から20人程度、5で割れる数です。実際にどの程度予診を取って接種をするというところにつきましても時間なども見ながら検討していきたいと考えておまして、現在、御協力をいただくお願いをこれからしていくことを考えております。

○高橋（克幸）委員

要するに2種類に分けると、一つは特別養護老人ホームなど的高齢者施設。もう一つは、中心でやると言われていたかかりつけ医に接種していただくということですね。分かりました。

ぜひお願いしたいのは、初めての接種ですから、どういう課題があるのか、どういう問題点があるのか十分検証していただいて、次の先行接種に役立てていただきたいと思っていますけれども、その辺は医師会の医師方とは打合せされているのでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

昨日、医師会の三役会にお伺いしお話をさせていただきまして、医療機関を選定していただくということで、具体的にはそちらの医師と具体的にきめ細やかに御相談しながら進めていきたいと。そして、委員おっしゃったように課題などを整理しまして、全体で共有して、できるだけスムーズなワクチン接種体制ができるようにしてまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

よろしくお願ひします。

◎都市計画道路の見直しについて

では、次の質問に行きます。

都市計画道路の見直しについて、代表質問でさせていただきました。確認の意味で少し数字を確認したいと思ひます。

都市計画道路の決定延長、路線数、整備済延長、未整備延長、整備率について確認していききたいと思ひます。

○（建設）都市計画課長

都市計画道路の整備状況についての御質問でございますが、都市計画決定延長は約149キロメートル、路線数は60路線で、そのうち整備済延長は約87キロメートル、未整備延長は約62キロメートルで、整備率は約59%となっております。

○高橋（克幸）委員

それで、経過年代別の特徴も伺いましたけれども、非常に気になっていた点が60年以上も経過しているものがあるということでしたけれども、これは何路線ありましたでしょうか。

○（建設）都市計画課長

未整備または一部未整備の路線につきましては全体で39路線ございまして、そのうち60年以上経過している路線は15路線となっております。

○高橋（克幸）委員

そうですね、約4割。結構大きい数字だと思います。

半分まではいかないですけれども、半分近くの路線が未整備だったと。

一番古い物は何年前のものがありますか。

○（建設）都市計画課長

一番古いものですと、昭和10年に小樽市は最初の都市計画決定をしていますので、約85年経過しているような形となっております。

○高橋（克幸）委員

非常に長い間整備されていないということになろうかと思ひます。

確認したいのは、この未整備が解消されない理由です。整備が進まなかった理由はどういうふうに捉えておりますか。

○（建設）都市計画課長

主な未整備の要因といたしましては、道路の拡幅に係る用地の取得の不調などもございましたけれども、本市は古くから栄えた歴史があるまちということもございまして、既成市街地に狭いなりにも自動車が擦れ違い可能な現道があったことから住宅需要の高まりとか、新たな定住人口の誘導を図るために新市街地の道路整備、新光とか望洋台、そうしたところの道路整備を優先した結果、既成市街地は後回しとなって、その後の長引く景気の低迷による財政状況の悪化が加わって整備が進まなかったものと考えております。

○高橋（克幸）委員

そうですね。私も相談を受けた方の地域というのは古くから栄えていたところですので、やはり地形を見ると谷あいであって、その道路に平行して1軒ずつずっと建っているような地域なのです。ですから、都市計画道路で幅員がぱっと広がると、その町並みが全部なくなってしまうと、そういうようなところもやはり多いのかと思います。

本質問でも出しましたけれども、建築制限がされるわけです。要は所有者の権利をある程度束縛してしまうということだと思います。調べた資料の中に、平成17年11月に最高裁の判例が載っておりました。結果的には補償請求はできないということで却下されたのですけれども、ただ、裁判長が何点かにわたってお話をされているのですが、一つは「受忍限度を考えるに当たっては制限の内容と同時に、制限の及ぶ期間が問題とされなければならない」、という期間が出ているわけです。

もう1点は、60年を超える期間を考慮することなく損失補償の必要はないとする考え方には大いに疑問があるということで、訴訟をした、訴えた側の心情もやはり酌み取っていただいているのかと私は思います。それだけ長い間ずっと、あれは2階建て以上ですか。3階建て以上のものは駄目だし、鉄筋コンクリートも駄目だし、そういう制限をずっとされてきているということを考えると、この心情は非常に分かるというように思うのですけれども、この最高裁の判例についてどのように受け止めているのか見解を伺いたしたいと思います。

○（建設）都市計画課長

先ほども申し上げましたけれども、本市では昭和10年に当初決定をしていると。そうした中で85年以上経過しているという部分もございまして、本市といたしましても補足意見を重く受け止めているところでございます。

○高橋（克幸）委員

それで、見直すに当たってこれから動いていく、動いている状況だという御答弁でございましたので、何点か確認したいと思えますけれども、都市計画審議会に諮問をしたということでございましたが、これはいつされたのか。

それから、小樽市都市計画道路見直し専門委員会というのをつくられたという答弁でしたけれども、これはいつ設置されたのか、お答えください。

○（建設）都市計画課長

諮問いたしましたのは、昨年10月19日に開催いたしました第187回の都市計画審議会となっております。

また、専門委員会の設置につきましては、11月24日に第1回目を開催していますので、そのときに設置したという形になっております。

○高橋（克幸）委員

それでは、専門委員会のメンバーはどういうメンバーなのか。

これまで何回、行われてきたのか。簡単に内容についてもお答えください。

○（建設）都市計画課長

まず、メンバーでございますけれども、交通計画とまちづくりが専門の学識経験者2名、そして国道、道道、市道の各道路管理者3名、そして小樽警察署の方、計6名で構成しております。

それと、今まで2回専門委員会を開催してまして、内容的には第1回目につきましては課題とか、そういう概要的な部分について検討いたしまして、第2回目に関しては、その都市計画の必要性自体の検証をしていただいているという形になっています。

○高橋（克幸）委員

調査・検討を進めていますよという答弁でしたけれども、具体的に、市としては判断基準があると思いますが、その中で、私は先ほど話があったように60年以上もしくは85年という長きにわたって整備されていないところというのは、そもそも利用、必要性がかなり低いのではないかと。逆に言えば、都市計画道路の決定について見直して、

なくするということを前提に考えてもいいのではないかと思っているのですが、その辺についてはいかがですか。

○（建設）都市計画課長

現在、調査・検討中でございますが、まだ明確なことは申し上げられませんが、廃止する路線というものも出てくるものと我々としては考えております。

○高橋（克幸）委員

確認ですけれども、都市計画道路決定の、廃止になっても現道はそのまま市の道路として生きるということではないのでしょうか。

○（建設）都市計画課長

そのとおりでございます。

○高橋（克幸）委員

次に、今後のスケジュールです。

御答弁いただきましたけれども、今年、令和3年秋頃までには答申をいただくということで、令和4年度から実際に見直しを進めていく、もしくは具体的な計画にのっとって進めていくことかと思うのですが、このスケジュール感を少しお示ししたいと思っております。

○（建設）都市計画課長

スケジュールでございますけれども、現在、専門委員会において調査・検討を進めておまして、令和3年秋頃までには審議会から答申を受けたいと考えております。その後、住民説明会とか、パブリックコメントを行った上、令和3年度内をめどに方針を策定して、令和4年度以降、路線ごとに見直しを進めていきたいと今考えております。

○高橋（克幸）委員

もう1点、答弁の中で土地所有者等の合意形成が一番の課題であるとお話しされています。私も非常にこれは大事な点だと思います。

まず、この合意形成をどういうふうに進められているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○（建設）都市計画課長

まず、方針策定段階におきましては、見直す路線が多い地域を対象として地域ごとに住民説明会を開催いたしまして、その後パブリックコメントを行うと。例えば方針策定後に変更する路線については、当然ながら法定手続がございますので、その段階でも住民説明会もやっておりますし、当然2週間の法定縦覧というものもございますので、そういった中で十分に地域の住民の方々と合意形成を図っていきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

この合意形成について、先ほども言いましたけれども大変重要だと思っておりますので、丁寧をお願いしたいと思います。

他都市の例を見ますと、公平性を十分考慮してということで情報提供を早くやっているのです。今こういうことを考えていますよ、もしくは検討していますよ、路線はここですよという。自分のところも当てはまるのかというのが早く分かるということは大事なことだと思いますので、どの時点で出せるのかというのはいろいろな縛りがあると思いますから簡単にはお答えできないかもしれませんが、私としては情報を早く市民の皆様に出していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○（建設）都市計画課長

現在の都市計画道路の見直しに関しては、市のホームページには今、見直しについてとその進め方について、あとは現在専門委員会で検討しているなど、そういった部分で掲載させていただいているところでございます。

今後の、例えば見直す路線とか、そういった部分の情報提供につきましては、いずれにしましても都市計画審議会に諮問し、市としての見直し方針案を策定した段階で今のところ出すような形の予定になるのかと考えておりま

す。

○高橋（克幸）委員

ぜひよろしくをお願いします。

◎歴史的建造物の保全について

では、次に行きます。

歴史的建造物の保全について、これも代表質問でさせていただきました。

どうしているのかというお話を伺いましたら、歴史まちづくり法などに基づく国の支援制度を活用したいというお話でした。

まず、歴史まちづくり法というのはどういう法律なのか、簡単に説明していただきたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

歴史まちづくり法、正式名称は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律でございますが、地域におけるその固有の歴史、伝統を反映した人々の活動、歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境を維持向上させ、都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的として平成20年11月4日に施行された法律でございます。

○高橋（克幸）委員

1点だけ確認したいのは、活用したいということで市ではどういう体制で今この協議を行っているのか。それだけお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

検討の体制でございますが、文化財を担当している教育委員会教育部生涯学習課、歴史的建造物を担当している建設部新幹線・まちづくり推進室、日本遺産を担当している産業港湾部観光振興室の職員で構成された、歴史を生かしたまちづくり庁内検討会議において情報交換や各種検討を進めているところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時54分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○中村（誠吾）委員

◎王子エフテックス株式会社江別工場のパルプ製造設備の停止に関連して

それでは、王子エフテックスの質問です。

昨年12月の第4回定例会予算特別委員会でも質問しました。改めて質問させていただきます。

まず、石狩湾新港に昨年入港したチップ船の輸入量と隻数は幾らですか。

○（総務）企画政策室高山主幹

令和2年の実績はまだ固まっておられませんので令和元年の実績でお答えさせていただきます。輸入量は約109万トンで、隻数は18隻となっております。

○中村（誠吾）委員

そうですか、18隻で100万トン超えていますね。

それで、御存じだと思うのですがけれども、取扱貨物量で100万トンとなると小樽港のフェリー貨物を除いた貨物とほぼ同じということになるのです。

港にとってかなりの痛手になると私は考えているのですがけれども、産業港湾部では石狩湾新港の背後地の企業に対する影響を確認しましたか。

○（産業港湾）由井主幹

石狩湾新港の背後地に立地する市内の関連企業を訪問などしまして情報収集を行っている中では、王子エフテック株式会社江別工場のパルプ製造設備の停止に関連する石狩湾新港の背後地の市内の企業に対する影響はないものと認識しております。

○中村（誠吾）委員

まずは確認してくれましたね、御苦労さまでした。

それで、この質問は、対岸の火事ではないと昨年12月に随分言ったのです。それで関係があるから情報を先取りしてくださいと言いましたので、そういう意味で質問しました。

しかし、それ以上の本題なのだけでも、小樽市の令和3年度予算の影響について聞きたいのです。なぜかという、税収の実績を知るために私も決算書類を読んでいたのです。それで令和元年度決算説明書の37ページにあったのだけでも、特別とん譲与税が約2,000万円入っているのです。これを説明してください。

○（財政）市民税課長

特別とん譲与税は、外国貿易船が入港した際に開港所在市町村、つまり港がある市町村に対しまして船の純トン数によって計算され譲与されるものになります。

○中村（誠吾）委員

もう一度聞きます。石狩湾新港に外国貿易船が入ると小樽市の収入になるのですね。

○（財政）市民税課長

本市の場合、小樽港と石狩湾新港の合計分が譲与されるということになりますので、石狩湾新港に外国貿易船が入港すると本市の収入となります。

○中村（誠吾）委員

では、来なくなるのだから、この特別とん譲与税は幾ら下がりますか。

○（財政）市民税課長

今回のチップ船の影響についてでございますけれども、金額については確定的なものをつかむことが困難でありましてお示しすることができませんが、石狩湾新港に入港した船につきましては前年度の入港実績等を基に小樽市と石狩市で案分するという仕組みになってございまして、令和3年度はその影響は小さいのですが、令和4年度になりますとその影響は大きくなります。

○中村（誠吾）委員

定量的には示せないというのは分かりました。

それで、もう一つ、チップ船は引き船を利用するのですよね。そうすると港湾室で、たしか6億円でしたか。買ったばかりの引き船なのだけでも石狩湾新港へ作業に行っていますよね。それで、チップ船が入らなくなった分、収入が見込めなくなるということではよろしいですか。

○（産業港湾）港湾業務課長

石狩湾新港へのチップ船の入港の際には、小樽市の引き船も作業に行っているところでございます。先ほど令和元年の入港隻数が18隻ということでお話しさせておりますが、18隻の入出庫の際に私ども引き船作業いたしまして

平成31年度の収入としては、2,000万円程度の収入があったというところでございます。

○中村（誠吾）委員

基本的なことを聞きますけれども、この特別とん譲与税と引き船使用料の減額について、令和3年度予算では反映されているというか、認識はしていましたか。

○（財政）財政課長

本件につきましては、原課から予算編成の段階で情報は聞いておりました。特別とん譲与税については、先ほど市民税課長からお話ありましたとおり、外航船の純トン数で積算する形となっております。前年の予算と比較しても多少落とす形で予算は計上しておりますので、一定程度予算の部分には反映はしております。

また、港湾特別会計の引き船使用料の部分につきましては、王子エフテックス株式会社江別工場の操業が令和3年12月までと聞いておりますので、令和4年1月以降のそれに関する引き船の部分は落とした形で予算は計上させていただきます。

○中村（誠吾）委員

そうですか、まず安心しました。反映されていないのはどうしてかと聞こうと思っていたので。

これ以降この問題について具体的に動いていきますので、今後もお聞きしていくと思います。

◎広報おたるについて

次に、これも代表質問でお聞きしたのですけれども、広報おたるについてなのです。これは、しつこいと言われるかもしれないけれども、新聞折り込みの方法を基本的に続けるとのことでしたが、例えば配布率が5割を切ったら方法を再検討するなどという方向性を持っていますか。私が言ったのですけれども、もしかしたら10年後は、その率が5割を切るかもしれないのです。そのような認識はありますか。

○（総務）広報広聴課長

広報おたるの新聞折り込みによる世帯の配布数が、例えば5割を切ったら配布方法を検討するかという御質問ですけれども、代表質問では市長から、当面は主たる配布方法の一つとして継続していく必要があるという御答弁をさせていただいております。この配布方法を見直すタイミングとか方向性につきましては、現段階でどうなったということでは決めてはおりませんけれども、新聞をただ取らなくなったかということ、電子版に購読を移行されている方というのもさらに増えている中で、将来的に折り込みによる配布率が5割を切るというのは10年待たないで来るかもしれないというような認識は担当としてはあります。

○中村（誠吾）委員

担当が認識している背景を含めてなのだけれども、この数字をずっと並べてきたのは、この10年の変化で世帯数の5,000世帯減に対して、折り込み部数が1万2,000部の減になっているのです。7000の差がありますよね。これは全世帯が、もちろん広報おたるを郵送で届けてくれとは言わないと思いますけれども、ここなのです。全部に郵送で届けると現在のゆうメールの単価が92円です。ですから、一月に約65万円なのです。そして10年目には、年間780万円かかっている。そうすると最高額でこれだけの負担が10年にわたって増えていってもおかしくない数字として、こういうふうには内在していると認識していますか。

○（総務）広報広聴課長

過去10年間の折り込み部数と世帯数の減少の差が7,000ということなので、今やっている個別郵送の最大の件数として内在しているということは認識をしております。実際には個別郵送の件数の推移を調べましたけれども、平成23年3月号が1,558通、令和3年3月号の直近で2,140通ということですから、582通10年で増加しているということでもあります。最大7,000件とこの実数582件の差を見ますと6,000件以上ついていきますけれども、直接送ってほしいという、新聞はやめたけれど送ってほしいというニーズが少ないということも表れていますので、紙ベースの広報おたるを手にするというか目にする市民がどんどん減っている表れとも逆に思いますので、これはこれで考えてい

かなくてはならない問題かと思えます。

○中村（誠吾）委員

郵送料だけで今言った金額ですけれども、この数字はとても積算していないと思いますが、それに加えて郵送者の住所の管理をしなくてはならないですし、せこい話ですけれども封筒詰めの人件費も考えたらどうなるのかと。

要するに、郵送については今後も無条件で続けていきますか。

○（総務）広報広聴課長

本来は、広報おたるは市政情報を知るための市民の皆様の最も身近なツールということで全部の世帯に全戸配布を目指しておりました中で、こういったお話にありますとおり新聞購読世帯が減少していることについての配布の工夫として、市役所の本庁やサービスセンターはもちろん、JRの駅とかコンビニにもお願いして毎月配置してもらっております。今議論のある個別郵送方式は読みたい方に確実にお届けできるという点では、地道ですけれども欠かせない市民サービスでもありますので、封詰めとかは当課の職員でやっていますが、当課としては苦勞も多いけれども続けている現状があります。また、高齢者の方を中心に毎日のように私のところにも送ってくださいというようなニーズもあるのも現実です。

委員おっしゃるとおり、もちろん限られた財源の中で求めがあるからといって青天井といいますか、無条件に進めて行くべきではないと認識していますので、将来的にはどこかの境目で、例えばポスティングの専門業者をお願いするなどして、今後の情勢に応じてコストパフォーマンスのバランスも考えながら検討をしていくべきではないのかと思っております。

○中村（誠吾）委員

大事な情報を伝えるのですからそうだと思うのだけれども、基本的には郵送で送るという基本姿勢はまだ堅持しなくてはいけないのですが、例えば、郵送を止めて、代表質問で言ったとおり、自治会未加入の方で広報おたるを希望される方への配布についても自治会の方をお願いをして広報おたるを届けると、私自治会の加入促進のきっかけにもなると思っております。どう考えますか。

○（総務）広報広聴課長

そういった意味では自治会とか町内会の未加入の方と役員の間にもコミュニケーションが発生しますから、自治会の未加入の方の加入のきっかけにはなると思いますけれども、ただ、他都市に聞きますと、自治会の役員と住民の仲が悪いので広報誌は自治会から配らないでくれと言ったり、現在、個別郵送は市役所で直接登録していただいているので、市役所だから伝えているというような市民も内在しているのかということもあります。

ですので、個別郵送は一切やめて、自治会等に一挙に依頼するというのは現実的には少し難しいのかと考えております。

○中村（誠吾）委員

よく分析されていると思うのですが、それで代表質問で聞いたので定性的なことなのだけれども、自治会の配布は道内主要都市10市のうち7市で行っていると答弁があったのです。それで、新聞折り込みから自治会配布に変えた自治体が多いのか、自治会配布から新聞折り込みに変えた自治体が多いのか、経緯、実態は分かりますか。

そして、自治会配布のほうがコストが高くても総合的にメリットがあるから多くの市が採用していると思うのですが、いろいろあるけれども、そこはいかがですか。

○（総務）広報広聴課長

各自治体におきます配布方法の変遷ということですが、ヒアリング調査を平成12年度と、それから令和2年度に行っております。これは20年のスパンがありますが、主たる配布方法を大きく変えたという自治体はありませんでした。

ただし、これまで自治会に配布を依頼していた一部を、先ほど言ったポスティング業者やシルバー人材センター

などの委託に一部変える、部分的に業務をシフトしているという自治体は幾つかありました。

ちなみに自治会配布を採用している自治体の総合的なメリットということですが、こちらは自治体にヒアリング調査を実施していないので分かりませんが、自治体と自治会、市と町内会のつながり。そして、さらに先の住民との地域のコミュニケーションの創出といいますかそういった意味と、自治会の運営資金、手数料などお支払いをすれば運営資金の確保という点がメリットとして考えられるかと思えます。

デメリットもありまして、昨今、帯広市や、本答弁のときにお答えした主要10市ではないのですが、岩見沢市のように自治会の配布担当の高齢化、それから自治会、町内会未加入者の増加ということで配布が困難となっているという、それでほかの配布方法はないのかと模索しているといった例も聞いているところでございます。

○中村（誠吾）委員

各自治体の皆様、苦勞していますよね。

それで、根本なのです。市民の伝え方に聞いたときに、全庁的な基準はないとのことだったのです。それで、小樽市としてターゲットにしている、いろいろな課題があるから、そこで社会的な特性や年齢層などにどの方法を取るべきなのか。要するに、広報広聴課が時代の変化を読み取って全庁的に指示をしていく必要があると思っているのですけれどもいかがですか。

○（総務）広報広聴課長

委員が代表質問でもおっしゃられたとおり、情報伝達のスピードという観点では現在インターネットに勝るツールというのはないと思っております。それで本市でも市のホームページによる情報発信を基本とする考えで、その補完的な役割を果たすものとして広報おたるやテレビ、ラジオ番組、それから新聞折り込みチラシ、それからフェイスブックなどのSNSをツールとして持っているところです。

そして、このツールを管理する所管は私も広報広聴課でありますので、伝えたい情報を、おっしゃったそれに見合ったツール、それを大上段に全庁的に広報から指示ということではなくて、都度相談に乗るといった形で社会や時代の潮流といいますか、そういったものを見据えながら、できるだけ複数のチャンネルといいますか、一つにとらわれずに見合ったチャンネルを複数、的確に選択できるように努めてまいりたいと思っております。

○中村（誠吾）委員

広報でいろいろな調査・分析をしていただいた中で、例えば基本的なところなのです。読んでいる人、例えば読者層などについて他市の調査例など聞きましたか。

○（総務）広報広聴課長

他都市の調査例ということですが、北海道主催の広報広聴技術研究会が今コロナ禍で書面会議になっていますが、過去のうちの職員の復命書などをひもといて調べましたけれども、他都市の調査分析歴というのはありませんでした。

しかしながら、本市において、少し古くなりますけれども平成19年7月に行いました、市民無作為に250人抽出した閲読率アンケート。それから、平成19年9月に行いました広報おたるの紙面を活用して集約した市民アンケートのデータはありました。細かいことは申し上げませんが、中身としては読者の年齢層、職業、それからよく読むページ、それから広報おたるに望むことなどがまとまっているものとなっております。

○中村（誠吾）委員

今よく読むページなどといって、私は代表質問でも情報パレットの問題を取り上げたのですが、情報パレットを日常的に読んでいる人はどういう人なのか調査すべきだと質問しました。いかがですかということももう一度聞きたいし、また、逆からの調査で、様々なイベントに來た人にどの媒体を通してこのイベントを知ったのか、小樽市としては日常的に調査をするべきだと思っているのです。そのことについて、最後お聞きします。

○(総務) 広報広聴課長

代表質問でもあったとおり、市長から、将来的には広報おたるの電子化、これへの移行を段階的に進めていくつもりだといった御答弁でしたが、進めていく過程におきましては、委員おっしゃるとおり、例えば情報パレットのどの属性とかカテゴリを紙ベースの広報に残して電子化に移行していくのかなどという点では、読者の詳細とか読者層とか、読者の姿を分析する必要は大いに感じているところでございます。

ちなみにですけれども、先ほど答弁した紙面アンケートの結果では、情報パレットが一番読むコーナーだという結果も出ております。

それから、参加しているイベントを知る契機となった情報媒体に関する調査というのは、イベントの主催している主催者が、何を見ていらっしゃるのかという調査を実施しているケースはあるとは思いますが、広報広聴課が日常的にそれぞれのイベントの調査というのはやっていないというのが現状です。

今後ですけれども、広報おたるの読者層の分析につきましては、リニューアルするホームページにアンケート機能が付帯されておりますので、例えば紙ベースの今ある広報おたるや、ホームページなどに常にPDFで広報おたるが毎月載っていますので、この存在を広報おたるを取っている人ではなくて全体的に存在を知っているのか、それから、読んでいるのかという基礎的な調査から始めていきたいということで考えているところでございます。

○面野委員

◎第3号ふ頭基部の緑地整備について

それでは、予算特別委員会初日に時間の関係で少し聞けなかった点で、第3号ふ頭基部の緑地整備について伺っていききたいと思います。

まず、予算面についてですけれども、基部の緑地整備は令和3年度から6年度の整備予定で示されております。

それで、施設配置計画案では、緑地(1)と(2)と示されていますが、令和3年度で計上されている2,460万円の使途について、まずお答えいただきたいと思います。

○(産業港湾) 港湾整備課長

この当初予算は、基部緑地整備に関わります実施設計及び地質調査に必要な委託料と事務費でございます。

○面野委員

それでは、資料では市費と国費というようなことで第3号ふ頭及び周辺再開発事業で書かれているのですが、この2,460万円については市費と国費の内訳はどのようになっておりますか。

○(産業港湾) 港湾整備課長

国費と市費の内訳については、国費1,200万円、市費1,260万円を予定してございます。

○面野委員

それでは、国費ですが、こういったような補助金、交付金のメニューなのかお示してください。

○(産業港湾) 港湾整備課長

この基部緑地整備事業は、社会資本整備総合交付金事業により整備を進めることで予定してございます。

○面野委員

それでは、この基部の緑地整備について、令和3年度から6年度の整備スケジュールとして資料には示されているのですが、その整備スケジュールと緑地整備に係る総事業費、こちらも市費と国費に分けてお示してください。

○(産業港湾) 港湾整備課長

緑地整備の事業スケジュールについてですけれども、先ほど御答弁したとおり令和3年度に実施設計と地質調査の調査・設計業務をスタートします。令和4年度から本工事に着手し、令和6年度の完成を目標としているところ

でございます。

また、事業費については、基部緑地整備の事業費は類似した施設の整備費をベースに算定しておりますが、総事業費で約3億円、うち国費が約1億5,000万円、市費が約1億5,000万円を予定しております。

○面野委員

それでは、これまで第3号ふ頭内で恒常的に実施されてきたイベントが数々あると思うのですが、イベントに対する影響というのはどのように捉えておりますか。

○(産業港湾) 港湾室主幹

現在のこの地域の施設の配置案につきましては、昨年第4回定例会経済常任委員会でお示したものでございますが、この施設の配置案を検討する上では多種多様な市民イベントを支援する広場の確保をポイントの一つとして計画しております。

この配置案では、現在イベントが開催されているマリン広場に観光・商業施設を配置しておりますが、代替施設として多様なイベントに対応できるよう、大・中・小のイベント規模により大型バス駐車場含めて三つの場所にイベントが開催できる空間を配置しながら全体の配置を計画しているということで、これまでのイベントの開催には影響はないものと考えてございます。

○面野委員

それでは、次に具体的な整備方針について伺っていきたく思うのですが、ただいま主幹からございましたが、この緑地ですとかイベント広場、こちらが割とやはり市民の使用率が多いような空間になってくるのかと思います。緑地、公園と一言で言っても様々な事例がございます。例えば機能、デザイン、来場者に対するターゲティング、こういったようなことを明確にすることによって来場者の層も変わってくると思うのです。

それで、配置図やイメージ図を、以前に示してもらったものがありますけれども、この緑地整備それからイベント広場などを含めた今回の開発事業、こちらの具体的なランドデザインのようなもの、イメージはどの段階で見えてくることになるのかお示しいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○(産業港湾) 港湾整備課長

具体的なイメージがどのような段階で見えてくるのかという御質問でございますけれども、実施設計の発注を委託者であります私どもと、これを請け負います受託者との間で打合せ、協議を経て実際の作業に進んでいくことになろうかと思いますが、まずは素案を作成した段階で経済常任委員会の皆様、議会の皆様と勉強会を開くなど、もしくは第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議の場において意見を伺いながら基部緑地の設計業務を進めてまいりたいというところで考えているところでございます。

具体的なイメージはどのような段階でというお尋ねですが、先ほども御答弁しているとおり、基部緑地は令和4年度の本工事着手を予定しております。したがって、令和4年度の予算編成時期までには工事費の算定をしなければなりませんので、本年秋頃までには具体的な整備内容を整理する必要があるかと考えております。その段階で勉強会よりは先に進んだ形でもっと具体的なイメージが見えてくるのではないのかというふうに考えております。

○面野委員

それでは、まず設計業者が決まった段階で港湾室と設計業者の間でいろいろ協議がなされて具体案というものがきつと出来上がってくるのだと思うのですが、例えば、以前に示していただいた整備イメージ図というものがございますが、港湾室としては具体的にどのようなイメージを持って業者と具体イメージを積み上げていくのか。例えば連絡会議という組織でいろいろと商業施設のことですとか、このランドデザインのこと、それから市民のニーズなどもお聞きしながらこういう計画をつくっていったというふうにはお聞きしているのですが、港湾室としてはこの緑地の整備についてどのように業者と具体的なすり合わせをして行こうと思っているのか、もしお考えが

あればお聞かせいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○(産業港湾) 港湾室主幹

まず、この全体の整備コンセプトにつきましては、第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議での意見交換の内容を踏まえまして、小樽運河周辺の整備基調との連続性が図られ、小樽港が全盛期だった時代の歴史を伝えることができる大正から昭和初期の景観を基本にこのコンセプトと調和を考慮しつつ、近代的なデザインも取り入れるとさせていただきます。

また、緑地における導入機能につきましては、緑地と親水護岸としての親水空間とイベント広場としておりまして、先ほどお話ありました昨年の第4回定例会経済常任委員会でお示しましたイメージ図を基本的な考え方として、今後ブラッシュアップを図りながら進めてまいりたいと考えております。

○面野委員

大正から昭和初期の景観で運河との整備基調など連続性ということで、ガス灯、石畳、れんがなどそういうイメージなのかというような気はしますけれども。

その中でデザイン的な部分はそういった形、コンセプトということでお伺いしましたけれども、やはり新しい施設を整備していくに当たって、外せない観点としてはやはり防災機能という部分を必ず視野に入れなければいけないと私は思っております、今回のこの緑地整備に当たって、防災公園とか防災緑地、そういった観点が含まれているのか。

また、それらに当てられる防災に対する補助金というのはきっと国土交通省含めて様々な交付金や補助金があると思うのですが、そういったような調査というものは行われているのか、御説明をお願いいたします。

○(産業港湾) 港湾整備課長

ただいまの緑地の防災機能についてということと、あと何か補助金などの制度があるのかということでございますけれども、委員も御存じのとおりこの場所は小樽港内の水面に隣接している地区でございますので、現在、小樽市でも地震による津波を想定して津波ハザードマップというのが作成されておまして、この場所は実際、浸水区域の中に収まっているところでございます。そのことを考えますと、この基部緑地自体が防災拠点になるだとか、例えば避難場所に位置づけられるというのは、なかなかかなりづらいものなのかということで今考えているところでございます。

ただし、内陸部で発生するような地震で津波の発生が極めてない場合などは、一時的に避難する空間としての利用は可能ではないかというふうに考えているところでございます。

また、防災公園的な位置づけによって有利になるような補助制度があるかという御質問ですけれども、港湾関係補助金等の中にはそれによって特に何か割増しになるだとかという制度はございませんけれども、防災拠点的な整備をすることによって重点的に予算は配分されるというような仕組みはございます。

○面野委員

重点的に配分されるようなものがあるということは、詳しくはあれですけれども、そういうのがあるということですね。

少し私もいろいろ調べて、防災公園で一体的に全部を防災だということではなくて、例えば東京都が進めている整備を調べてみたのですけれども、防災トイレとか太陽光発電を活用した照明施設、あとベンチが避難所になった際にかまどになるようなそういったベンチとか、全体の開発をどうするかというもちろんそういう視点もあると思うのですが、そこに置かれる施設というか設備自体の個々の防災機能というのを持たれているような、そういう例もあるようなのです。この補助金に関していうと、こういう個々に当てられるものがあるのかどうかということまで私もまだ調べ切れてはいないのですけれども、やはりそういったような防災に対する視点というのも取り入れていただいて進めるべきだと思います。これはほんの一例なので、そういったこともあるということで認識してい

ただければと思います。

それから、私もどういふふうにやったら観光客などの訪れた方、それから市民の方に集まってもらえるのかといういろいろ考えていたのですけれども、例えば小樽公園ではツツジが結構植えられていたりして、そういうまちづくりの観点から緑地にも例えばツツジの名所にするみたいなそういったような考え方ですとか、あとは札幌にあるモエレ沼公園のような芸術家が設計したとか、いろいろな考え方ができるし、誰をターゲットにしていくのかということで、きつこの具体的なデザインも変わってくるのかと思います。イニシャルコスト、ランニングコストの件もありますので何でもかんでも好きに、すばらしいものをつくるということにはなかなか至らないと思うのですけれども、いろいろな観点などを持ってこの緑地整備について進めていただきたいなと思っております。

それから、主幹からも市民が来られるような緑地整備をしていきたい、また、部長からも市民目線に立ってしっかりと整備を進めていきたいというお話がありました。それで、すごく抽象的な質問にはなってしまうのですけれども、今回の開発後に、この第3号ふ頭周辺の当該区域に市民と観光客の来場者数のイメージとしてはどのぐらいの割合を想定しているのか。もしくは理想としてどういったイメージを持って開発を進められていこうと思っているのか、その辺について、もし御見解があれば、あくまでイメージで構いませんので御所見を伺いたいと思います。

○（産業港湾）港湾室主幹

市民の方と観光客の来場者数の割合につきましては、現段階ではお示しすることはできませんけれども、この地域が港観光の拠点となることで、まずは観光客の増加ですとか他の観光施設とのさらなる回遊性が向上するとともに、市民にとっての憩いの場や市民と観光客との交流の場などとして、より多くの観光客や市民の方々に利用していただきたいという、そういうふうを考えているところでございます。

○面野委員

やはり多額の市費を投じてこういった開発が進められるので、私も本日いろいろと一例を挙げさせていただきまされたけれども、もちろんそれ以外にも多角的な目線を持って観光開発だけに偏らず、また港湾関係者の利益だけではなく、いろいろな観点からこの開発行為を進めていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

○高木委員

まずは、10年前の3月11日、東日本大震災が発生しました。改めて、被災され亡くなられた方々に心からの御冥福を申し上げるとともに、皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈りを申し上げます。

◎子育て中の世帯における新型コロナウイルス感染症について

それでは質問に入ります。

3月3日の一般質問の中で、子育て中の世帯における新型コロナウイルス感染症について質問をさせていただきました。確認の意味で質問をさせていただきます。

感染した場合は、医療機関への入院または宿泊療養施設への入所となり、家庭における子供の養育状況や支援者の有無、家屋の間取りにより感染対策が講じられるかなど、家庭環境を十分に聞き取った上で、子供との同室での入院や入所のほか、感染拡大防止が図られる場合には自宅療養も検討し、個別の事情に配慮しながら対応を行っているということで理解をしました。

そこでその再質問の中で確認をしますが、新型コロナウイルス感染症に関する不安に対しての答弁で、相談対応をする母子保健分野の事業を通してとありました。その事業とは何かお聞かせください。

また、感染しなければなかなか相談に来られないかも分かりませんが、両親が感染した場合、子供たちをどうしたらいいかなどの様々な問題の相談は保健所で行っているということよろしいですか。

○（保健所）健康増進課長

まず、一つ目の御質問で、新型コロナウイルス感染症の感染に関する不安に対する母子保健分野の事業に対してということで、こちらにつきましては、一般的な感染に関する予防のお話、御相談であるとか、そういったことは保健師による相談事業、また、家庭訪問の支援の中で対応させていただいているというような状況でございます。

また、二つ目の御質問の、両親が感染した場合の相談ということで、前回も御説明さしあげたところなのですが、こちらにつきましては、やはり各家庭で事情が様々ございまして、なかなかこれがこうというような対応が非常に難しいということがございます。こちらにつきましては、私どもの立場といたしまして、まずもって感染拡大防止が図られるということと各家庭の状況をよく聞き取って、個別の事情に合わせて子供がいらっしゃる家庭ということでございますので、子供の安全な生活が送られるかどうかということ非常に、いろいろと勘案しながら対応しなくてはいけないということがございますので、御指摘のとおり、こちらのほうは保健所で全て対応させていただいているということでございます。

○高木委員

保健所で対応できるということで理解をしました。

◎災害廃棄物処理計画の策定について

次に、災害廃棄物処理計画の策定についてです。

10年前、東日本大震災が発災しました。この災害を教訓に、国が全国の自治体に対し災害廃棄物の仮置場や運搬方法を定めた災害廃棄物処理計画について、全国では既に半数を超えている52%の自治体が策定しています。道内で策定している自治体は179市町村中25の自治体で、およそ14%にとどまっている状況です。道内の自治体からは、策定が進まない理由として、計画の策定に当たる職員を確保できないことや専門的な知見が不足しているなどが挙げられるということです。

そこで伺います。北海道でも3年前に北海道胆振東部地震が発災したことも踏まえ、計画の策定は喫緊の課題と考えますが、本市として現在進めているのか見解を伺います。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

災害廃棄物処理計画は、復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することや、初期の廃棄物処理に起因する混乱を最小限にすることを目的として、必要な事項を整理・検討し策定するものであり、昨今の大規模な災害が毎年のように発生している現状において、その重要性を十分に認識しているところであります。

現時点において、本市では未策定ではありますが、平成30年度に環境省が実施した北海道ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定支援モデル事業に本市も参加しており、その結果などを踏まえ準備を進めてきたところであり、来年度中には策定ができればと考えてございます。

○高木委員

いつ起こるか分からない地震や台風などの大災害が発生した際に、市内の業者が速やかに復旧することを目的として、小樽市と小樽市建設事業協会は防災協定を締結しています。仮置場に関しては、新幹線の残土置場でも苦慮した中で、廃棄物の置場には多くの問題が出てくると推測はされます。

緊急災害が起きた場合には、市長の強いリーダーシップが必要であります。例えば、本市では海もありますし、多くの廃棄物が出た場合には建設事業協会の協力も得て、廃校になっている、もしくは現在の学校グラウンドに仮置きしなければならない状況になることも考えられます。市長の掲げる未来における備えは必要だと考えますの

で、スピード感を持って進めていただくことをお願い申し上げます、私からの質問は終わります。

○中村（吉宏）委員

◎5歳児健診について

私からは、代表質問から御答弁いただいた内容で、まず5歳児健診に関して伺いたいと思います。

5歳児健診の導入を求めているものであり、我々自由民主党が令和3年度小樽市への政策要望の中で、重点項目として実現の要望をさせていただいている件であります。答弁の中で、これまで約600名に5歳児のセルフチェックシートを送付して約10名の子供、保護者から回答を得ているということですが、このセルフチェック表の内容を示していただけませんか。

○（保健所）健康増進課長

5歳児セルフチェック表のシートに記載されている項目でございますが、こちらにつきましては発達障害のスクリーニング項目だけではなく健康状態、また子供の体格など、子供の成長発達全般に関して保護者自身が確認することで、それぞれの子供の発達の状況を知ることができるというようなシートになってございます。

○中村（吉宏）委員

約600名に送付して約10名の回答ということですが、それ以降、回答はないのでしょうか。これだと少な過ぎるのかと思うのですが、いかがですか。

○（保健所）健康増進課長

現時点で10名でございます。

○中村（吉宏）委員

せっかく予算をかけて送付したのにこれだけ、10名の分しか戻ってこないということは、残り約590名については、検査は未実施というか、よく把握できていないという状況になると思うのですが、そういう認識でよろしいですか。

○（保健所）健康増進課長

こちらのチェックシートにつきましては、全家庭にお配りをして、家庭でチェックをしていただいて、その中で保護者が心配だという項目があった場合に返送をするものでございます。

○中村（吉宏）委員

約590名の子供の家庭の保護者は、一応、特に異常はないという判断ということですが、ただ一つ問題は、やはり御家庭で普通の状況かもしれないが、幼稚園や保育園での活動の中で、保育士あるいは幼稚園教諭が検査をしたほうがいいのかもしいかなというような状況を発見する場面が出てくると思うのです。そういった場面についてはどのように対応をしているのか示してください。

○（保健所）健康増進課長

幼稚園と保育園ということで、5歳児になりますと、ほとんどの方がどこかのそのようなところに通われているということで、こちらにつきましても事業を開始するときに、それぞれの幼稚園や保育園の施設などに事業の説明に参り、こういうような事業をやりますということで、5歳児の保護者のお宅には全数配布されるので、もしも気になる子供がいれば、送られてきたシートをぜひやってみて、保健所に連絡をしてみてくださいということで対応してございますと説明しております。

○中村（吉宏）委員

幼稚園などの現場でも、そういった状況をきちんと把握、確認できているのかということなのだと思いますが、この辺はいかがですか、連絡とか関係はきちんと取られているのかお示してください。

○(保健所)健康増進課長

今年度、返送のあった10名の方につきましては、保護者の了解を得た上でそちらのそれぞれ通われている幼稚園、保育園に今度、施設用のチェックシートをまたお送りして、施設での御様子を保健所に返してもらうということで対応しております。

○中村(吉宏)委員

そういう対応をされていると。

チェックシートを今、活用されている状況は分かりましたけれども、例えば道南のせたな町などでいきますと、5歳児健診の実施がやはり議会からも求められているのです。ただ、その手前で町では5歳児の方に、健康診査といたしますか、健康診断を行っているのですけれども、5歳児健診とはまた別の対応です。保健師や栄養士、歯科衛生士で構成したメンバーで、身体測定や問診や栄養相談、歯科相談等保険相談を行っているということでもあります。

やはり入学前の子供、3歳児から入学時健診までの間が空いていると、ちょうどその過程でコミュニケーション力が増加したりとか、非常に検査をするに当たってチェックをしやすい場面がある5歳児にとっては、やはりこういう専門家が直接目を通して確認するということが非常に重要だと思いますけれども、この辺の見解いかがですか。

○(保健所)健康増進課長

委員が御指摘のとおり、5歳児になりますと大分その集団の中でいろいろなことができるようになってきて、また逆にできないようになってくるというようなものも目立ってくる時期ということは把握しております。そういうことを踏まえまして、本市では、例えば今3歳児健診をやっている小児科の医師、あとは発達相談の医師、また他市の利用状況、そして幼稚園や保育園の協議会、あとは発達支援センターなどにも、どうしたら3歳児健診から就学時までの間に、そういう発達の障害、少し発達に偏りのある方を見つけられるか、どういう方法がいいかというのを協議した結果、5歳児セルフチェックシートを使うことで、そういうようなスクリーニングができるということで有効性を確認してやらせていただいたという経過があります。

ただ、目指すところは子供の健全な育成であり、保護者の方の不安の解消であるということは間違いありませんので、それに到達するかはいろいろなやり方がきっとあるのだと思うのです。健診であるとか、今せたな町の取組をおっしゃいましたけれども、そういうようなやり方もあるということで、こちらは始まったばかりの事業でございますので、これから検証を重ねてやり方を、もちろん改善が必要であれば改善していきたいというふうに考えております。

○中村(吉宏)委員

段階を踏んでいろいろ確認をとということです。

予算の関係もいろいろおありでしょうし、それから事業にかかっては医師の確保とか必要な条件があると思います。

ただ、もうこの問題については最後のお話ですけれども、保護者や幼稚園からの御意見もお聞きしながらということで、我々もこの政策提言を行うに当たっては、幼稚園関連の団体や保護者の方のお声も承ってこの御提言であることをしっかりと踏まえていただいて御対応いただきたいと思います。この件は以上で、次の質問に移らせていただきます。

◎小樽駅前再々開発について

小樽駅前再々開発に関して、これも代表質問で質問をさせていただいたものでありますけれども、まず第1ビルに関連しては小樽駅前広場の再整備案等を作成して進めていくのだということで、小樽駅前の広場の整備主体である市としては、今後、関係者との連携を図る、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合ですとか、小樽商工会議所を指してということだと思いますが、その状況に応じて調整をしてみたいということなのです。

質問としては、現在、もう第1ビルの組合もデザインを書いている、商工会議所もデザインを示している中

で、どういうふうに調整し、関わっていくのかと。主体的に関わってほしいということですが、今この現状で調整をしてみたいというのは、どういう調整をしていくお考えなのかお示してください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(英明)主幹

今、駅前広場の基本計画につきましては、再開発事業との連携の中で進めておりますので、再開発事業の事業主体と調整することを基本として考えて進めております。

ただ、商工会議所におきましても、駅前広場や再開発に関する検討を行っていると聞いてございますので、必要に応じて連絡調整を図っていききたいと考えていますけれども、それぞれの関係者が集まって調整する必要がある場合には、調整するための場を設けるなどの検討をしていきたいというふうに考えてございます。

○中村(吉宏)委員

調整の場を設けていくということで、やはり答弁ではなかなか、そういう連絡会議等は見送るということですが、調整の場があれば先に進むのかということ認識します。

市も第1ビルに関しては、市営住宅の管理をしなければならない立場であり、もちろん整備主体としての地位がありますので、ぜひ積極的に関わっていただきたいと思います。

それから、代表質問では、今、第1ビルの再々開発については、いろいろと組合等も議論を進めている状況でありますけれども、質問をもう少し広げて小樽駅前周辺ということで、この開発に関してはどのような立場で小樽市は考えているのかという質問をさせていただきました。

まずお伺いしたいのですが、今、駅前広場に関しては、小樽市も計画をいろいろと進めていく流れの中で、ただ第1ビルは今進んでいる反面、駅前広場の周辺を見ると、例えば耐震機能を有していない第2ビルの問題もそうですし、駅横駐車場や、その隣にはJR北海道の寮があるという形で、駅前周辺全体のことをどう考えていくのかということがやはり気になっているところであります。

これに関して駅横駐車場の件ですが、駅横駐車場に関しては、まず、駐車場の収入がどのぐらい上がっているのかというのを示してもらえますか。

○(建設)庶務課長

駅横駐車場でございますけれども、三角市場を登り切った上にある駐車場でございます。こちらの令和元年度の利用料金収入でございますけれども、税込みで約2,000万円となっております。

○中村(吉宏)委員

そして、その駐車場に関してですが、これは市が所有ということで、固定資産税等の収入は入ってこない。もし民間などが所有して活用した場合に固定資産税等の収入どれくらいなのかということを試算してみました。路線価でいきますと、あの土地の路線価が3万1,200円。さらに地積が3,000平方メートルということで、それに税率が合わせて1.7%ということでありまして、その場合、およそ110万円という固定資産税等が計算されるということになります。

これを前提としますと、年間で固定資産税等がおよそ110万円、それから駐車場料金の収入が2,000万円と、今の運用の仕方ですら単純に計算すると1,900万円ほど、丸々2,000万円が小樽市の収入になるということになります。もし、あの開発がしっかりとこれから進んでいく中で、さらなる利活用が進んでいきますと、地価の上昇ももちろんあるでしょうし、さらには商業店舗など利活用しますと、この2,000万円を10倍ぐらい上回るような活用も考えられるのかと思います。さらにおよそ110万円の固定資産税等が年間入ってくるという、小樽市の財政上は厳しいと言いますけれども、なかなかいいことになるのかなと。

続いて伺いますけれども、隣にJR北海道の寮があると思うのです。その寮の利活用について、何か市にJR北海道から使ってほしいとか活用してほしいなどという申出があるのかどうかお伺いします。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(英明)主幹

駅横駐車場の裏のJRの土地利用につきましては、JRから市に対して土地利用をどのように考えているのかという問合せがございました。

○中村(吉宏)委員

ということは、場合によってはいろいろと今後活用の方法を協議しながら、市が主体になるのか、あるいは民間と共同でという形になるのか、駅横の前面をしっかりと整備をすることが可能なのかなど。前の市長はあそこに市営住宅を造るとおっしゃっていましたが、それは私は非現実的だろうと思うのです。

この駅横に関してのデザインというか、将来に向けてどのように活用していくのかというビジョンが小樽市にはありますか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(英明)主幹

駅横駐車場周辺のJRの土地も含めてですけれども、土地の利用につきましては、再開発準備組合も再開発の関係で活用を決定していると聞いてございます。

市としましてもJRの土地を含めた駅横駐車場周辺の土地利用につきましては、まずは駅横駐車場が都市計画駐車場になっておりますので、そういう点でいきますと様々クリアしていかなければならないという問題点がありますが、今後、検討していかなければならない行政課題であると考えてございます。

○中村(吉宏)委員

いろいろな規制ですね。自ら規制をかけて自ら使いづらくなるという、少し奇妙な状況なのかなとも思いますけれども、そういったことも踏まえて、例えば小樽築港のウイングベイ小樽方面では地区計画なども設定しながら進めていっているような状況なので、場合によっては駅横に限らずそういうことも必要なのかなど。

今、駅横に限らずというお話をしましたが、今回の代表質問では、第1ビルは今進んでいますけれども、その向かいの第2ビルから小樽駅前全体、第3ビルはもう整備終わりました。全体にかけての再開発のビジョン等を描いていってほしいのだということを質問しましたが、その答弁もう一度、読んでもらえますか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(英明)主幹

「小樽駅前周辺のビジョンの策定につきましては、駅前第1ビル周辺地区の再開発事業を小樽駅前の周辺を含めた将来のビジョンを策定した上で事業を進めていく手法もありますが、そのためには関係者との調整に多くの時間を要することになります。一方、準備組合では早期の事業着手を目指し検討を進めていることから、市といたしましてはそのスケジュールに合わせるため、準備組合と協議した上で広いエリアでのビジョンは策定せずに、第1ビル周辺地区と駅前広場の限定したエリアで計画を進める手法を取ることとしたところであります。」

○中村(吉宏)委員

そこで、確かにこれから先必ず、まちを整備する、都市を開発していくことでやらなければならない部分だと思うのですが、まずは関係者との調整に多くの時間を要するということなのですが、このことを説明していただけますか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(英明)主幹

将来のビジョンを策定するためには、それぞれの土地や建物の関係者の意向を確認する必要があること。また、それらの意向の調整を行う必要があること。さらにビジョンを策定するための会議などの検討の時間にかなり時間を要するというふうに考えてございます。

また、外部委託した場合におきましては、交付金の活用などを考えますと、さらに時間を要するものと考えてございます。

○中村(吉宏)委員

今説明がありました、関係者いわゆる地権者などの調整、もちろん時間はかかります。さらにいろいろな交付金

等を獲得するときに時間はかかると。時間がかかるので早くやっつけていかないと、要するに早くやらないのかというの、何もない中で再開発しましょうと。地権者にその話を持ちかけても、ではどうするのか、どうつくり変えるのかというのが全く見えていない中で、みんな、ではやらなければならないけれどもどうしようかというお話になると思います。議論が進まないのではないかと。

小樽市が市民の方の意見もきちんとしっかりと受け止めた中で、こういう感じのデザインをつくりたいのだ。それはそのとおりにいかないかもしれませんが、将来に向けてどういう都市機能を配置するのかということを含めて、そういうものを見せていきながら地権者や周辺の方、市民の方に理解や意見を求めていくというやり方が、私は進め方として筋ではないかと思うのですけれども、この辺の御見解いかがですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（英明）主幹

ビジョンの策定に関する考え方ですけれども、事業を策定するためには、一定程度の事業のめどが必要になると考えております。事業のめどが立つには、土地所有者や建物所有者の意向が第一であると考えております。その土地の所有者の意向がはっきりしていない、第1ビル以外の周辺について、市がそのビジョンなどの計画を先導していくということにつきましては、先ほど申し上げたように広いエリアでのビジョンを策定することで時間がかかると考えておりますので、繰り返しになりますけれども、早期の事業着手を目指し、検討してできるだけスケジュールに合わせるため、第1ビル周辺と駅前広場に限定したエリアで計画を策定していきたいというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

本当はもう一步突っ込みたかったけれども、時間がないのでまた今後の議論としますが、何の根拠もなく言っているわけではないのですよ。かなり地権者の方などは、やはり具体的な不安を抱いているわけです。というのは、今第2ビルも第1ビルも耐震性能を備えていない。老朽化している。ではこれをどうしていかうかと、どうすべきなのだというのを本当に迷っているからこそのこういう議論を今展開させていただいているわけなのです。

本日は苦しくも東日本大震災からちょうど10年経過したところで、被災地ではまだまだ傷も癒えていない状況だと思えます。ただ我々は、未来に向けてああいう大きな災害から自分たち、そして市民を守っていかなければならないという観点からすると、今第1ビル、第2ビルというのは耐震性がないのだと、大きい地震が来たら崩れる危険があると。これに対してどのように、一刻も早く対応していくのか、まちの防災的な考え方も必要になってくるかもしれませんし、民間活力だって必要だと思います。こうした観点、市長が公約に掲げられている備えという観点も十分取り入れてつくっていかなければならないことなのだろうと思いますけれども、本日は市長がいらっしゃいますので、こうした観点から小樽駅前の再々開発をどのようにしていくのかというか、市長のお考えも少しいただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「防災という観点、どういう…」と呼ぶ者あり）

防災の観点というお話もしましたけれども、それは一つの要素として捉えていただきたいと思います。現実小樽市内のそういった不安もある中で、駅前の再々開発をしなければならない根底の一つの課題として、耐震性能を備えていないのだということもありますので、そして、また、未来に向けて小樽市をどうしていくのかということ踏まえての御答弁をお願いしたいと思います。

○市長

再々開発について全般のお話だと思いますけれども、先ほど来お話をさせていただきましたが、本来大きな姿をお示ししながら、地域ごとに開発を進めていくというのは、一つの進め方としてはあるだろうというふうに思います。今回の件につきましては、準備組合で先を急ぐということもありまして、大きなビジョンを描かずに、ある程度限定した区域の中で再々開発を進めていきたいというふうに思っております。

これはもう中村吉宏委員がおっしゃるとおり、老朽化した施設の機能更新ということですか、あるいは商業的

なあるいは宿泊的な機能なども盛り込んだ新しいまちづくりにつながっていくというふうに思っておりますので、しっかりとその辺は準備組合の皆さんと協議をしながら今後円滑に進めていきたいというふうに思っておりますし、その後の今の第2ビルの機能更新についても、やはり同じ問題を抱えております。老朽化という、あるいは耐震強度が不足しているという同じ問題を抱えておりますので、それは並行しながら議論をさせていただきたいと思っておりますけれども、段階的にやはり進めざるを得ないのではないかとこのふうには感じているところでございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時06分

再開 午後4時29分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

酒井委員外1名から、別紙お手元に配付のとおり修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

○酒井委員

提出者を代表して、議案第1号一般会計予算修正案の提案趣旨説明を行います。

歳入では、固定資産税・都市計画税の滞納繰越分については、それぞれ8,061万5,000円、1,670万円の増額とし、4億4,101万5,000円、7,570万円を見込みます。個人番号カード交付事業費補助金、北海道新幹線建設費負担金、第3号ふ頭及び周辺再開発事業は皆減します。

歳出では、増額すべきものとして、福祉灯油を5,000円、5,000世帯に支給。ふれあいパス事業については、昨年度と同様にして、冊数制限などの改悪見直しは行いません。国民健康保険では、18歳未満の均等割を5割削減します。保育士など処遇改善では、札幌市などで行っている勤続年数3年、6年、9年の保育士に対し、1人当たり年額10万円の一時金を支給する保育士直接給付を実施し62人、620万円を見込みます。こども医療費については、小学生の入院外の医療費を初診料のみにします。

高すぎる料金を是正するために、介護保険事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計にそれぞれ繰り出します。就学援助費では、新たに卒業アルバム代等を加えます。待機児童対策として、保育士正規職員を5人追加雇用します。

減額すべきものとして、社会保障・税番号制度システム運用経費、北海道新幹線推進費、個人番号カード交付事業費、小樽駅前広場整備推進経費、石狩湾新港管理組合負担金、第3号ふ頭及び周辺再開発事業費は皆減します。

生活バス路線運行費補助金については、コロナ禍以前に予測されていた最大赤字約6,000万円に、国庫補助予想額約1,000万円を差し引いた5,000万円とします。

以上が、予算組替え提案の主な説明です。

大型開発優先ではなく、福祉、暮らし、子育てなどを優先させ、誰もが安心して暮らせる小樽市になるよう、委員各位の御賛同を心からお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第1号ないし議案第13号の各会計予算案、議案第33号小樽市国民健康保険条例の一

部を改正する条例案はいずれも否決を主張し、第1号修正案の可決を求め討論を行います。

初めに、各会計予算案です。

新年度予算案の特徴は、一つに石狩湾新港での大型事業を温存し、第3号ふ頭基部の開発、駅前再々開発、新幹線工事などさらなる大型開発にかじを切る予算です。

二つに、ふれあいパスの削減や国民健康保険の低所得者負担増など、市民いじめを強める予算です。

三つに、消費税増税、路線バスへの国からの少ない補助を税金で補い、介護での負担増、新型コロナウイルス感染症対策の無為無策など国の国民いじめを反映した予算です。

日本共産党の修正案は、消費税増税直後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、これらの事業から市民の暮らしと営業を守るために組替えを行った修正であり、市政の転換方向を示すものです。

次に、議案第33号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案です。

低所得者への負担増であり反対をいたします。

委員各位の賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし議案第13号及び議案第33号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、松田副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力に

よるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。